

消費者庁
第5回消費者法の現状を検証し
将来の在り方を考える有識者懇談会

EU消費者法から見る日本の
これからの消費者法

カライスコス アントニオス
京都大学大学院法学研究科准教授

2022年11月1日(火)



報告の流れ

1 簡単な自己紹介

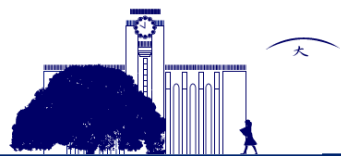
2 不公正な取引方法に関する包括的規制の必要性

3 対価的価値を有するものとしての個人データ

4 サーキュラー・エコノミーを意識した制度設計



1 簡単な自己紹介



簡単な自己紹介

- アテネ大学法学部卒業、アテネ大学大学院法学研究科修士課程修了(修士(法学))
- 元 アテネ弁護士会所属弁護士
- 早稲田大学大学院法学研究科修了(博士(法学))
- タマサート大学(タイ、バンコク)法学部客員准教授、スオール・オルソラ・ベニンカーサ大学(イタリア、ナポリ)法学部客員准教授
- 日本消費者法学会理事、特定非営利活動法人消費者支援機構関西理事、総務省情報通信法学研究会構成員、消費者庁ステルスマーケティングに関する検討会委員



簡単な自己紹介

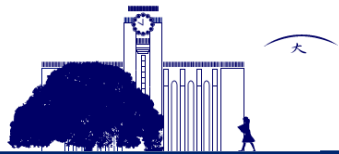
▪ Fellow of the European Law Institute (Austria), Member of the scientific board of Mediterranea International Centre for Human Rights Research (Italy), of the scientific committee of the European Journal of Privacy Law and Technology (Italy), of the international editorial committee of the Journal of Liberty and International Affairs (Republic of North Macedonia), of the editorial board of the Journal of Law, Market and Innovation (Italy)

主な書籍:

- ⇒ 『消費者法』(有斐閣、2022年)〔共著〕
- ⇒ 『不公正な取引方法と私法理論—EU法との比較法的考察』(法律文化社、2020年)〔単著〕
- ⇒ 『これからの消費者法—社会と未来をつなぐ消費者教育』(法律文化社、2020年)〔共著〕
- ⇒ Outline and New Developments of Japanese Inheritance Law (Adam Marszarek, 2021)〔共著〕



2 包括的な消費者立法の必要性



日本消費者法の現状

一定の包括性を有する、不公正取引方法を規制する消費者立法

- 消費者契約法

- ⇒ 契約の存在を前提としている

- ⇒ あらゆる不公正取引方法を禁止する一般条項がない

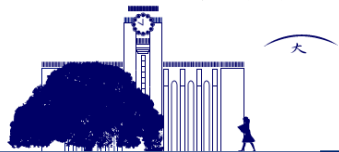
- 景表法

- ⇒ 景品類や表示に限定

- ⇒ 優良誤認、有利誤認等のみが対象

- ✖ いずれにおいても、エンフォースメントの手段は限定的

+ 民法（公序良俗論、不法行為法等）



EU不公正取引方法指令の例

EU不公正取引方法指令2005/29/EC

- 取引の前、取引の際および取引の後の取引方法を規制
⇒ 契約の存在を前提としない
- ①不公正取引方法を禁止する一般条項、②代表的な類型としての誤認惹起的取引方法および攻撃的取引方法に関する小さな一般条項、③いかなる場合にも不公正となる取引方法のブラック・リスト
- 「取引上の決定」という概念：店舗を訪れるという決定、事業者のウェブサイトをさらに閲覧するという決定も含まれる
- 幅広い「事業者」に適用（オンライン・プラットフォーム等）



EU不公正取引方法指令の例

EU不公正取引方法指令2005/29/EC

- 不公正性審査の基準となる消費者

- ① 消費者全般の平均的消費者
- ② 取引方法が対象とする特定の消費者集団の平均的構成員
- ③ 脆弱な消費者集団の平均的構成員

⇒ 脆弱性の要素は、(イ)精神的もしくは身体的な脆弱性、
(ロ)年齢、(ハ)軽信性

※ 若年消費者の自立支援や高齢消費者のノーマライゼーションにも寄与できる柔軟な枠組みを提供



EU不公正取引方法指令の例

EU不公正取引方法指令2005/29/EC

- エンフォースメント

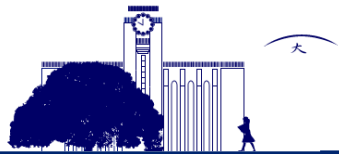
⇒ 現代化指令による改正で、不公正取引方法によって被害を受けた消費者が、比例的かつ効果的な救済(消費者が被った損害の賠償および該当する場合には代金の減額または契約の解消を含む)を利用できるようにする義務が加盟国に課された

⇒ 前記の改正前は、民事的効果の有無は加盟国の裁量に委ねられていた

※ 多様なメニューを持つ加盟国の存在



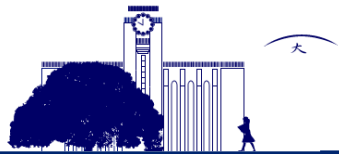
3 対価的価値を有するものとしての個人データ



対価的価値を有するものとしての個人データ

消費者権利指令2011/83/EU

- 消費者に対する事業者の情報提供義務等について定める
- 個人データと引き換えにデジタル・コンテンツやデジタル・サービスが供給される場合にも適用
 - ✖ 事業者は、金銭が支払われた場合と同様の情報提供義務等を負う



対価的価値を有するものとしての個人データ

デジタル・コンテンツ指令2011/83/EU

- デジタル・コンテンツおよびデジタルサービスの供給契約について消費者が有する救済手段等について定める
- 個人データと引き換えにデジタル・コンテンツやデジタル・サービスが供給される場合にも適用

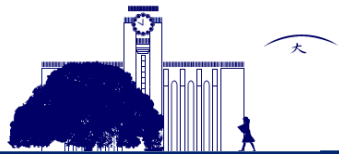
※ 消費者は金銭が支払われた場合と同様の救済手段を有する

※ 前文において、個人データ保護は基本権であり、個人データをコモディティとしてみなすことはできない旨を明記

◇ ドイツ法の対応



4 サークュラー・エコノミーを意識した制度設計



サーキュラー・エコノミーを意識した制度設計

- ① サーキュラー・エコノミーの実現に向けた消費者への情報提供
 - 環境に優しい消費者の消費行動等を可能とするためには、消費者がこれに沿った選択ができることが前提……透明性の要請
 - 事業者による情報提供の仕方やラベル表示等における工夫の必要性
- ② 消費者情報の過度の収集と不当な利用からの消費者の保護
 - インターネット利用の普及、AI等の発達やGPSによる位置情報の活用等により、消費者に関するビッグデータの入手・共有が可能に……過剰な消費行動の促進、適切な消費の阻害
 - 消費者のデータ収集の適切な在り方、消費者データを用いたマーケティングの規律

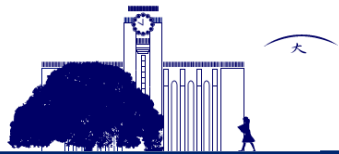


サーキュラー・エコノミーを意識した制度設計

- ③ 消費者の契約上の諸権利と消費者の救済
 - 製品が契約に適合するかどうかの判断、商品に関する誤認惹起があったかどうかの判断に際しての考慮事由
 - 消費者の救済手段のうち、修理請求に優先的な位置づけ
- ④ 「サービスとしての製品」との関係における消費者の保護
 - 製品の利用時間に応じて課金するような取引形態へのシフト
 - これによって生じる法的課題への適切な対応
- ⑤ サーキュラー・エコノミーの実現に向けた事業者に対する規制
 - 事業者による適切な製品の生産・供給
 - 短期間での買い替え等を強いる制度設計や計画的陳腐化等に対する適切な規律



関連文献等



関連文献等

- カリスコス アントニオス『不公正な取引方法と私法理論—EU法との比較法的考察』（法律文化社、2020年）
- 中田邦博＝カリスコス アントニオス＝古谷貴之「EUにおける現代化指令の意義と不公正取引方法指令の改正（1）（2）」龍谷法学53巻2号209頁以下、53巻3号293頁以下
- カリスコス アントニオス「不公正取引方法について分野横断的に適用されるルール形成の可能性」現代消費者法56号（2022年）72頁以下
- 日本弁護士連合会「公正な消費者取引を確保するために分野横断的に適用される行政ルールの整備を求める意見書」2022年2月（オンライン）
- カリスコス アントニオス「若年者に関する消費者保護法理の展開と課題—比較法的な視点から—」現代消費者法52号（2021年）53頁以下



関連文献等

- カライスコス アントニオス「成年後見制度と意思決定サポートシステム (5) 高齢者の消費生活の安全と法的支援」判例時報2392号(2019年)136頁以下
- 寺川永＝馬場圭太＝原田昌和訳「2011年10月25日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令」中田邦博＝鹿野菜穂子編『消費者法の現代化と集団的権利保護』(日本評論社、2016年)551頁以下
- カライスコス アントニオス＝寺川永＝馬場圭太訳「デジタル・コンテンツ及びデジタルサービス供給契約の一定の側面に関する指令(EU)2019/770」ノモス45号(2019年)121頁以下
- 馬場圭太「消費者契約における個人データの定位: EU消費者私法における『反対給付としての個人データ』の展開」現代消費者私法の理論と実務研究班『消費者私法の現代的課題』(関西大学法学研究所、2021年)1頁以下



関連文献等

- 消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター「デジタル社会における消費者法の比較法研究」海外有識者インタビュー記録概要(1)」プログレッシブ・レポート(オンライン)
- シュテファン・ヴルブカ(カライスコス アントニオス訳)「計画的陳腐化—ヨーロッパ法の視点からの入門—」消費者法ニュース120号(2019年)266頁以下
- 中田邦博=カライスコス アントニオス=古谷貴之「ドイツ不正競争防止法の意義と条文訳(2020年改正版)」社会科学研究年報51号(2021年)185頁以下
- ユルゲン・バーゼドー(カライスコス アントニオス訳)「ヨーロッパ契約法—ヨーロッパ共通売買法(CESL)への道、それを超えて」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(日本評論社、2016年)29頁以下



ご清聴いただき誠にありがとうございます

karaiskos.antonios.7c@kyoto-u.ac.jp

